

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 21.3.18 第 171 回国会第 4 号

3 月 18 日（水）第 4 回の委員会が開かれました。

1 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 5 号）

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（細川律夫君外 6 名提出、衆法第 5 号）

求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案（大島敦君外 7 名提出、衆法第 6 号）

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（細川律夫君外 7 名提出、衆法第 7 号）

- ・舩添厚生労働大臣、渡辺厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者大島敦君（民主）に対し質疑を行いました。
- ・雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（細川律夫君外 6 名提出、衆法第 5 号）の撤回を許可することに、協議決定しました。
- ・雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 5 号）について質疑終局後、後藤茂之君外 5 名（自民、民主、公明、社民）提出の修正案について、提出者後藤茂之君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
- ・後藤茂之君外 4 名（自民、民主、公明、共産、社民）から提出された附帯決議案について、山井和則君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）

（質疑者及び主な質疑内容）

岡本充功君（民主）

- ・過去において福祉施設等が極めて廉価で売却されていることの反省のもとに無駄を排除して雇用保険二事業の約 1 兆円にも達する雇用安定資金を有効活用すべきではないか。
- ・日雇労働求職者給付金を受けるために必要な被保険者手帳の交付手続における住民票の提出や事業主の証明等は日雇派遣労働者にとって現実的ではなく見直すべきではないか。
- ・日雇労働求職者給付金の給付金日額、等級区分及び印紙保険料額が変更されていないが、それぞれの算定根拠、計算式を明示されたい。

郡和子君（民主）

- ・新卒者の内定を取り消した場合の事業主からハローワークへの通知が徹底されていないのではないかと。取消理由等を書面で学生に通知すべきではないかと。
- ・内定取消し批判をかわすため、内定者を自宅待機とする事業主がいるが実態を把握すべきではないかと。また、待

機期間を明示しない等の悪質と判断する基準はあるのか。

- ・内定辞退の強要等も行われていると聞くが労働契約法上はどうなるのか。また、これらの実態を把握すべきではないか。

上川陽子君（自民）

- ・雇用調整助成金の拡充や離職者に対する住宅・生活支援対策等、政府の緊急雇用対策の実施状況及び対策実施後における改善点について厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・現在の悪化する雇用情勢のなかで、増加している生活保護受給世帯の世帯類型別内訳の内容及び増加の状況とその背景について伺いたい。
- ・離職者訓練は従来短期間の訓練が中心であったが、今後は介護や農業分野等、長期間の訓練が必要であると考えますが厚生労働大臣の見解を伺いたい。

古屋範子君（公明）

- ・法案を早期成立させ、セーフティネット機能を強化することについての厚生労働大臣の決意を伺いたい。

- ・育児休業中の解雇等を防ぐため、罰則規定を設けるなど実効性のある措置が必要であると考えるが厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・年長フリーター等の非正規労働者を正規雇用する場合の助成措置の周知徹底を図るべきと考えるが厚生労働省の見解を伺いたい。

三井 辨雄君(民主)

- ・林業就業者の減少傾向に歯止めがかからず、高齢化も進んでいる。こうした林業及び林業労働が抱える厳しい状況に対して、今後どのように取り組むのか、とりわけ定着化対策に向けての厚生労働大臣の決意を伺いたい。
- ・求職者等支援法案による能力開発手当の支給については、資産や所得の上限を設定すべきである、また貸付とすべきであるとの意見があるが、これに対する提出者の見解を伺いたい。
- ・求職者等支援法案の対象となる能力開発訓練として相応しいか否かは、誰が判断するのか。

細川 律夫君(民主)

- ・報道によれば、政府・与党は、「緊急人材育成・就職支援基金」をつくり月10～12万円程度を支給する仕組みを検討しているとのことだが、政府としてそのような検討を行っているのか。検討しているとすればその具体的な内容を伺いたい。
- ・政府提出の雇用保険法等改正案の施行日について、離職件数が多いと予想される年度末の3月31日に変更することは、事務的には可能なのか。
- ・厚生労働副大臣は、野党提出の雇用保険法等改正案について、3ヶ月間の雇用など、保険料だけ負担して給付が受けられない可能性もあり問題があるという答弁を行っ

たが、保険の趣旨を理解していない発言であり、現行制度と矛盾しているのではないか。

高橋 千鶴子君(共産)

- ・内定の取消等により留年して次年度の就職を目指す学生に対して、文部科学省は授業料の免除措置を拡充すべきではないか。
- ・内定の取消しを受けた学生は、これまで大学等において就職相談を受けていたが、4月以降は、不慣れな中で、ハローワークに赴くこととなる。このような状況の中で、今後は、新規学卒者向けの相談体制をどのようにしていくつもりか。
- ・アルバイト等を行っている者も含めると実際の失業者数は政府が公表している完全失業者数より増えるのではないか。

阿部 知子君(社民)

- ・原爆症の認定方法の変更による申請者数の増加や国に対する訴訟等を踏まえて、認定方法の在り方や審査体制を見直す必要があるのではないか。
- ・認可外保育所も含めた親の保育料負担について、国は支援を拡充することが必要ではないか。
- ・景気の悪化に伴う仕事量の減少により求職者給付を受給できない港湾の荷揚げ等を行う日雇労働者に対して、受給要件の見直しが必要ではないか。

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)

- ・舛添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。